

雨水利活用条例の適用について

雨水利活用条例第7条に基づく「雨水排水計画の届出」が必要かどうか以下のフローでご確認ください。

はい



いいえ



★共通：浸透不適地（傾斜地、擁壁地等）の場合は、雨水の浸透を行わない。
（雨水は公共下水道へ接続）



建築物

新築する

増築、改築、移転する

床面積が10㎡以下(1)

敷地内に既に雨水浸透等対策が実施されており、増築後の床面積でも対策量を満たしている(2)

まちづくり条例に定める開発事業に該当し、かつ、既に基準通りの雨水流出抑制施設が整備されている(4)

雨水排水計画の届出が必要

雨水浸透枳、トレンチ等の方法により雨水浸透等対策を行ってください。
必要な対策量は計算シートにより算出してください。

届出は確認申請後に行ってください。

雨水排水計画の届出は不要

届出は不要ですが、雨水浸透等対策を行うよう努めてください。

雨水利活用条例の適用について

雨水利活用条例第7条に基づく「雨水排水計画の届出」が必要かどうか以下のフローでご確認ください。

はい



いいえ



★共通：浸透不適地（傾斜地、擁壁地等）の場合は、雨水の浸透を行わない。
（雨水は公共下水道へ接続）



道路、公園、広場、 緑地、駐車場

